

令和7年度

山辺中学校だより



No. 11

令和8年 2月27日発行 伊藤 岳彦

山辺地区立志式に参加しました

2月7日(土)に、15歳(昔の元服)の節目を祝う立志式を地域の公民館長さんに中心となって行っていただきました。この式に向けて、「立志を迎える君から 明日へはばたくきみへ」と題して2年生の皆さんに事前に書いてもらった「漢字『一字』」が、当日の式場に掲示されました。また、公民館長さんや地域の皆さんが「15歳の君へおすすめの本」として本の紹介等の資料を配布してくださいました。実行委員長さんからの熱いエール、山辺中卒業生の曾根原松本市教育長による「先輩からのエール」、里山辺地区町会連合会長の「地域での生活」に係るお話、第19分団里山辺消防団員さんから地域を守る一員としてのお話がありました。

代表の生徒は、決意のことばや漢字一字に込めた願いを堂々と発表しました。

地域の思いを真っ直ぐに受け止め、志を高める生徒たちの頼もしい姿と、嬉しそうにその姿を見つめ、こんなにも温かく祝っていただける地域のありがたさに、胸が熱くなるひと時でした。

決意のことば

自分に贈る一文字、私は「心」という漢字を選びました。他にもいくつか漢字の候補を考えましたが、今自分が大切にしたいことには「心」という漢字がしっくりきました。私が大切にしたいことは、2つあります。



1つ目は、相手の気持ちを考えることです。

私が思う「相手の気持ちを考える」ことは境界線を考えることです。「相手が嫌だと思わない。」口で言うのは簡単ですが、完璧にこなすことはできないと思います。嫌がらせをするなどは、いけないことだと今分かります。でも、自分のささいな発言で相手を傷つけてしまうことを完全になくすことは難しいです。自分と相手は違う人間だから考え方や感じ方がそれぞれ違います。自分は、その言葉で言われても何も気にならないけれど、相手は何か気になるなと思うことがあると思います。そのような時に境界線を考えることが大切になります。相手がどんなことを考えて、どんなことをされたり、言われたりしたら嫌なのか、または嬉しいのかという境界線を感じ取ることが大切だと思います。境界線を完璧にとらえるのは難しくても考えて判断することはできるので、普段から意識してできるようにしたいです。

2つ目は、自分の心も考えることです。

自分の中で何が嬉しいのか、何が嫌いなのか、を理解して素直になることが大切だと思います。思ったことを全ておさえたままにしていると、いつか気持ちがあふれてしまう時がくるし、相手からしても自分が何を考えているのか分からないと何をしたいのかわかりません。嬉しかったことや嫌だと思ったことを素直に伝えることが大切だと思います。でも、がまんしないといけない時もあるので、言う時は言う、がまんする時はがまんするというように、上手にバランスをとれるようにしたいです。

このように相手の心も自分の心も大切にできるようにしたいと意味を込めて自分に「心」という字を贈ることに決めました。この漢字をいつも頭に入れてたくさんの心を大切にしていきたいです。

＜3月の主な行事予定＞ ※19日は公立高校後期選抜入学予定者発表日のため終日登校できません。

3月 2日(月)	志願変更(～5日)	6日(金)	SC来校日(1日)最終
10日(火)	公立高校後期選抜	11日(水)	3年生特別日課(～16日)
11日(水)	3年生特別日課(～16日)	12日(木)	3年生同窓会入会式
12日(木)	3年生同窓会入会式	13日(金)	3年生性教育講演会
16日(月)	3年生を送る会、追検査実施日	17日(火)	3学期終業式、離任式
17日(火)	3学期終業式、離任式	18日(水)	卒業証書授与式
19日(木)	公立高校後期選抜入学予定者発表(終日登校不可)	23日(月)	P T A会計監査
23日(月)	P T A会計監査		年度末休み(～31日)

学校いじめ防止基本方針・学校での取り組みについて

山辺中では、定期的に学校いじめ防止基本方針を見直し、日頃の行動観察やアンケートなどを通して早期発見、早期対応を心がけてきています。また、もしもいじめが起こってしまった時は複数で対応にあたり、組織でいじめに対応していくことを常日頃から確認しております。ホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載しておりますので、ご覧ください。いざという時にはこのフローチャートに沿って、落ちのないよう迅速に対応していきます。もし心配なことがありましたら、遠慮せずに学校に相談してください。



山辺中学校いじめ防止基本方針 (対応マニュアル)

- いじめの定義と基本認識(法第2条)**

【定義】 児童生徒に対して、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

【認識】 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という前提に立つ。
【留意事項】 教師の主観ではなく、被害児童生徒がどう感じているかを基準とする。
- いじめの未然防止・雰囲気づくりと教育活動**

▶ 児童生徒主体の活動
【項目】 互いの違いを認め合い、他者の痛みを知る学級経営(学級活動、道徳)。
【時間】 SNS上における軽はずみな書き込みが一生残る傷になること、法的責任が生じることへの理解促進。
【自主企画】 児童会・生徒会等による「いじめゼロ宣言」や異学年交流を通じた人間関係の流動化の推進。

▶ 教職員の姿勢(法第15条)
【認識】 授業や活動で一人ひとりが活躍できる場をつくり、自己肯定感を高める。
【認識】 暴言、体罰、差別的言動は、教員自身がいじめのモデルになることを自覚し、標を正す。
- いじめの早期発見・認知・アンテナを高くする**

▶ 多面的な調査と観察
【アンケート】 2ヶ月ごとの実施。生活ノートや日記の記述変化を見逃さない。
【GIGA端末】 GIGA端末における特定の児童生徒への講師中傷や不適切な書き込みの定期チェック。
【留意事項】 (必要に応じてチェックリスト活用)
☑ 成績の急な低下、持ち物の紛失・破損。☑ 朝の登校遅れ、保健室利用の増加。
☑ 遊びの強要(金銭、使い走り) ☑ 怪我やあざ等

▶ 相談しやすい体制(法第23条)
【相談】 担任だけでなく、養護教諭、SC(スクールカウンセラー)、管理職など「誰にでも相談してよい」ことを掲示・周知。

▶ 保護者・地域との連携
家庭での様子の変化(睡眠不足、食欲減退、スマホへの過剰反応)について情報提供を求める。

いじめの初動対応・早期対応

- 基本方針・組織で動き、命を守る**
【認識】 被害児童生徒の「命」と「心身の安全」を守り抜くこと。
【対応】 「絶対に一人で抱え込まないこと」。些細な事案でも必ず「いじめ不登校対策委員会(以下、委員会)」へ報告し、組織として対応する。
- 初動対応フロー(即日～3日以内)**
 - ① 事実の認知・報告
ア 発見者(担任等)は、直ちに管理職及び生徒指導主事等へ報告。
イ 「いじめの疑い」段階で委員会を緊急招集し、役割分担及び対応手順等を決定。
 - ② 事実確認(情報収集)
【原則】 被害(対象)児童生徒と加害(関係)児童生徒を調査させない。

